

**刑事訴訟法** (配点 40 点)

**【出題趣旨】**

まず、警察官らが A を捜査協力者として、甲に対し、大麻の譲渡を持ちかけ、それに応じた甲を現行犯逮捕した一連の行為について、おとり捜査の定義を確認した上で、本件捜査がおとり捜査にあたることを指摘することが求められる。そして、おとり捜査の違法の本質、問題点について検討した上で、適法と判断される判断枠組み（規範）を示し、その判断基準に本件事実を適切にあてはめているかどうか問われる。

次に、警察官らが A に依頼して甲との会話を録音した行為について、いわゆる秘密録音の適法性が問題となる。まずは、本件録音が強制処分に該当するかについて、強制処分法定主義の趣旨等から強制処分の意義を示した上で、具体的な被侵害利益を示しながら、的確に事実のあてはめをすることが求められる。そして、強制処分該当性を否定した場合、任意処分として相当といえるかについて、規範を示した上で、具体的事実を示しあてはめを行う必要がある。

以上